



優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

歩行・動作補助手すり

Supplementary Handrails for Walking and Mobility

BLS RW:2015

2015年8月31日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品認定基準

歩行・動作補助手すり

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
- (6. 寸法)

II. 要求事項

- 1 歩行・動作補助手すりの性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 歩行・動作補助手すりのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

歩行・動作補助手すり

I. 総則

1. 適用範囲

歩行、動作を補助するために用いる手すりで、住宅のほか、福祉施設又は病院に設置するものに適用する。

2. 用語の定義

- a) 歩行補助手すり : 歩行を補助するために手を滑らせながら使用する手すり、通路、階段等に設置して用いるものをいう。
- b) 動作補助手すり : 立ち上がる、座る、姿勢を保持するなどの動作を補助するために、握って使用する手すり、主に浴室、便所、洗面所に用いるものをいう。
- c) レール : 歩行、動作を補助するために手で握る、あるいは手を滑らせる棒をいう。
- d) 支柱 : レールを支持する柱をいう。
- e) 取付金物 : 手すりを躯体に取り付ける金物でブラケット、台座をいう。
- f) ジョイント部品 : レールとレールを接続する部品をいう。
- g) エンドキャップ : レールの端部の小口を塞ぐキャップをいう。
- h) スパン : 2つの取付金物に挟まれたレール部分の芯々寸法をいう。
- i) 床支持型 : 支柱を床に埋め込むか、又は、取付金物を用い床に固定するものをいう。
- j) 壁支持型 : 取付金物を用い壁に固定するものをいう。
- k) 屋外設置用 : 日射にさらされるか、又は、雨水のかかる場所に設置するものをいう。
- l) 取替えパーツ : 将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- m) 消耗品 : 取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているものをいう。
- n) メンテナンス : 製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- o) インターフェイス : 他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

構成部品は表－1による。

表－1 構成部品

構成部品名	構成の別(注)		備考
	壁支持型	床支持型	
レール	●	●	
支柱	—	●	レール固定部品を含む
取付金物	●	△	アンカーを含む
ジョイント部品	△	△	
エンドキャップ	△	△	

注)構成の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当する JIS 等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 壁、床への支柱、取付金物の取付
- b) 支柱、取付金物へのレールの取付 (一体型は除く)
- c) 選択構成部品の取付

(6. 寸法)

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 動作補助手すりの散水試験
浴室に使用する手すりは、パネルに手すりを設置した取付部から、パネル裏面への水漏れがないこと。
- b) 歩行補助手すりは、廊下から階段、階段から廊下等連続設置に対応できる構成であること。
- c) 屋外設置用は、レール、取付金物、支柱の内部に雨水が浸入しにくい構造とし、雨水や内部結露水の排水対策が講じられていること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

手すり及び取付金物の強度

- a) 歩行補助手すり（壁支持型）の水平・鉛直荷重試験
歩行補助手すりは、手すり中央に水平・鉛直荷重をかけ、レール及び取付金物のガタツキ、外れ、ひび割れ、破壊やレールの有害な変形を生じないこと。また、使用に影響のそのようなたわみのないこと。
- b) 歩行補助手すり（床支持型）の水平荷重試験
歩行補助手すりは、手すり中央及び支柱頂部に水平荷重をかけ、レール及び取付金物のガタツキ、外れ、ひび割れ、破壊やレールの有害な変形を生じないこと。また、使用に影響のそのような変形のないこと。
- c) 歩行補助手すり（床支持型）の鉛直荷重試験
歩行補助手すりは、手すり中央に鉛直荷重をかけ、レール及び取付金物のガタツキ、外れ、ひび割れ、破壊やレールの有害な変形を生じないこと。また、使用に影響のそのような変形のないこと。
- d) 動作補助手すりの水平・鉛直荷重試験
動作補助手すりは、壁に相当する模擬躯体又は浴室パネルに取り付けた手すりの1端部及び中央部に水平・鉛直荷重試験を順次にかけて、レール及び取付金物のガタツキ、外れ、ひび割れ、破壊を生じないこと。
- e) 動作補助手すりの変形試験
動作補助手すりは、固定用鋼材に取り付けた手すり中央部に荷重をかけ、荷重を除去した後のレールの残留たわみが、一定の寸法以下であること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 歩行・動作補助手すりは握りやすい形状であること。
- b) レールと壁との隙間寸法は、適切にとるものとする。
- c) 歩行補助手すりの取付金物は、歩行中に握り手を滑らす際に引っかかりづらい形状とする。
- d) 片持ち部分がある場合は、使用の際に異常な撓みがないこと。
- e) レール端部は、袖口が引っ掛からない形状であること。

- f) レール、支柱、取付金物で人体に触れる部分は、バリ、めくれ、危険な突起のないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

- a) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策
構成部品に使用する材料は、次のいずれかであること。
 - 1) 建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。
 - 2) 同条第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- b) 表示
前項「1) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること。

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

屋外に使用する歩行補助手すりレール部の樹脂被覆の耐候性は、耐候性試験において、ひび割れ等の異状がないこと。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 歩行・動作補助手すりのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するな

ど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるように配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、5年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

<免責事項>

- 1 本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後も移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

歩行・動作補助手すりの施工について、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（歩行・動作補助手すりBLS RW:2015）は、2015年8月31日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（歩行・動作補助手すりBLS RW:2013）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり）」の 解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（歩行・動作補助手すり）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 免責事項の表現の統一

II 基準改正の履歴

【2013年4月30日公表・施行】

1. 適切な施工の担保及び情報提供の変更【2012年7月13日公表・施行】

1. 適用範囲の拡大
2. 用語の定義の追加、削除
3. 歩行補助手すりに床支持型手すりの追加
4. 動作補助手すりの壁との隙間寸法の改正
5. 壁支持型歩行補助手すりのたわみ量設定
6. 保証における免責事項の記載
7. 適切な施工の担保及び施工に関する情報提供

【2009年3月31日公表・施行】

1. 安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

【2008年10月31日一部追記】

1. 附則の追記

【2008年10月1日一部追記】

1. 附則の追記

【2006年7月25日公表・施行】

1. 認定基準の制定
 - a) 認定基準の性能規定化
 - b) 認定基準の充実
 - 1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加
 - 2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実
2. 評価基準の制定
3. 水平・鉛直荷重試験での載荷荷重の変更
4. 改修用墜落防止手すりの選択構成部品となる歩行補助手すりの試験方法の記載の追加
5. 様式の変更等
6. <参考>資料の記載位置の変更

【2005年9月9日公表・2005年12月1日施行】

施工方法の明確化等の変更

【2004年1月15日施行】

- (1) 歩行補助手すりのレール断面形状の仕様の追加

【2003年6月2日施行】

- (1) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更

(2) ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け

【2001年12月21日公表・2002年3月21日施行】

(1) 屋外に使用する歩行補助手すりレール部の樹脂被覆の耐候性基準の追加

(2) 「屋外」、「室外」を用語の定義に追加

【2001年10月1日修正】

(1) ホルムアルデヒド対策の範囲について明確化

(2) ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行

【2000年12月20日公表・施行】

(1) 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

【2000年10月31日公表・施行】

(1) 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更

【1999年4月1日公表・施行】

(1) 品目名の変更

(2) 形状の仕様規定化

(3) ホルムアルデヒドの放散量の規定化